

国家外貨管理局天津分局

中国(天津)自由貿易試験区外貨管理改革試行を推進する実施細則

天津自由貿易試験区における外貨管理規制緩和、金融改革が進む

中国トランザクションバンキング部

2015年12月18日、国家外貨管理局天津分局より「中国(天津)自由貿易試験区外貨管理改革試行を推進する実施細則を公布することに関する通知」(津匯発[2015]162号、以下、162号通知)が公布され、即日施行されました。

1. 背景・経緯

2015年4月に発足した中国(天津)自由貿易試験区においては、投資・貿易・金融など様々な分野での改革の試行が開始されています。

2015年4月8日、国務院は中国(天津)自由貿易試験区全体プランの調印に係わる通知(国発[2015]19号、以下「全体プラン」)¹を公布しました。その後、2015年12月9日付けで、中国人民銀行が「金融により中国(天津)自由貿易試験区建設を支援することについての指導意見」(以下「指導意見」)²を公布し、天津自由貿易試験区の金融改革の方向性を示しました。

今回の162号通知は、中国人民銀行が公布した「指導意見」の外貨管理改革分野(管理体制の刷新)の実施細則と位置づけられるものです。上海自由貿易試験区においては、既に12月16日に国家外貨管理局上海分局より「中国(上海)自由貿易試験区外貨管理改革試行を更に推進する実施細則を公布することに関する通知」(上海匯発[2015]145号)³が公布されていますが、天津においても同様の措置が採られることとなり、各自由貿易試験区における金融改革の加速が期待されています。

【図表1 通達公布経緯】

公布時期	当局	通達名
2015年4月8日	国務院	中国(天津)自由貿易試験区全体プランの調印に係わる通知
2015年12月9日	中国人民銀行	金融により中国(天津)自由貿易試験区建設を支援することについての指導意見
2015年12月18日	国家外貨管理局 天津分局	中国(天津)自由貿易試験区外貨管理改革試行を推進する実施細則を公布することに関する通知

2. 162号通知の主要内容

今回の162号通知は、経常項目、資本項目、外貨資金集中運用管理などについて基本ルールを強調して

¹ 詳細は、BTMU(China)実務・制度ニュースレター135期 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315043003.pdf> をご参照下さい。

² 詳細は、BTMU(China)実務・制度ニュースレター153期 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/316010601.pdf> をご参照下さい。

³ 詳細は、BTMU(China)実務・制度ニュースレター156期 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/316010604.pdf> をご参照下さい。

います。また、外貨外債の自由元転制導入も資本項目の自由両替の一環として、大いに注目されています。

【図表2 162号通知の主要内容】…上海匯発[2015]145号とほぼ同様の取り組み

主要項目		内容
経常項目	決済手続簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物貿易 A 類企業の場合審査待ち口座の開設が不要 ・銀行は業務展開 3 原則(※)に基づき経常項目の人民元両替、支払手続を取扱う ※業務展開 3 原則:「顧客を理解する」、「業務を理解する」、「デューデリジェンス」
資本項目	外貨外債	<ul style="list-style-type: none"> ・自由元転が可能 ・人民元両替の場合は人民元支払専用口座に入金する必要あり ・自由元転後の資金は直接または間接的に企業経営範囲外の事項または国家法律法規禁止事項に使用不可
	ファイナンスリース	<ul style="list-style-type: none"> ・金融系、外資系、中資系ファイナンスリース会社は域内より外貨リース料を受取可能(条件:リース物件の購入原資の 50%以上が域内外貨借入もしくは外貨外債の場合のみ) ・リースバックモデルを採用した場合、賃貸人が貸借人に設備代金を支払う際、人民元だけでなく、外貨建て決済も可能(受取った外貨は元転不可)
外貨資金集中管理	外貨クロスボーダープーリング	<ul style="list-style-type: none"> ・参加条件緩和 前年度人民元・外貨国際収支規模は 5 千万米ドル超(全国版比緩和、全国版は 1 億米ドル超必要) ・金融リース会社、金融持分会社、資産管理会社も条件を満たせば申請可能
	外貨集中決済ネットィング	<ul style="list-style-type: none"> ・電子版エビデンスでのチェックも可能
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・匯発[2015]36号(全国版)を参照
外貨市場業務	両替業務	<ul style="list-style-type: none"> ・域外機構向けのスポット両替業務の取扱が可能に
	デリバティブ商品業務	<ul style="list-style-type: none"> ・区内に登録している銀行は、人民元及び外貨デリバティブ商品業務の取扱が可能に

注: 通達内容はいずれも自由貿易試験区内企業を対象とした外貨管理関連の規制変更であり、「区外の企業」や「人民元決済」は本件通知の対象外となっておりますのでご注意ください。

3. 企業への影響

2015年4月の天津自由貿易試験区発足後、金融分野の改革が徐々に進めてられています。今回の通知では外貨管理面の更なる改革の進展がみられ、特に外債の自由元転は区内企業の資金調達・資金活用の幅が広がるものです。また、外貨資金集中運用管理について、前年度外貨収支総額 5 千万米ドル超との参加条件の緩和に伴い、全国版と比較すれば業務エントリーのハードルが低くなっており、過去、適用条件を満たせずに導入を見送らざるを得なかった企業にもエントリーの可能性が出てきます。

新設・エリア拡大・金融改革進展と 1 年を通して大きな動きのあった自由貿易試験区ですが、改革推進の試行地域として、更なる利便化が期待されます。引き続き、各自由貿易試験区に関する情報を注視し、随時ご案内させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>关于印发〈推进中国(天津)自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则〉的通知 津汇发(2015)162号</p> <p>各政策性银行天津(市)分行、国家开发银行天津市分行、各国有商业银行天津市分行、渤海银行、各股份制商业银行天津分行、中国邮政储蓄银行天津分行、天津银行、天津农商银行、天津滨海农村商业银行、各城市商业银行天津分行、天津金城银行、企业银行、各外资银行天津分行</p> <p>为落实《中国(天津)自由贸易试验区总体方案》(国发(2015)19号)等文件要求,经国家外汇管理局批准,国家外汇管理局天津市分局在中国(天津)自由贸易试验区(以下简称试验区)试点以下外汇管理政策</p> <p>一、区内企业(不含金融机构)外债资金实行意愿结汇。外汇局综合考虑资产负债币种、期限等匹配情况以及外债和货币政策调控需要,合理调控境外融资规模和投向,优化境外融资结构,防范境外融资风险。允许区内符合条件的融资租赁收取外币租金。</p> <p>二、进一步简化经常项目外汇收支手续。在真实、合法交易基础上,区内货物贸易外汇管理分类等级为A类的企业外汇收入无需开立待核查账户。银行按照“了解客户”、“了解业务”、“尽职审查”等展业原则办理经常项目收结汇、购付汇手续,并加大外汇收支风险较大业务的真实性、合规性审核。</p> <p>三、支持发展总部经济和结算中心。放宽跨国公司外汇资金集中运营管理准入条件。进一步简化资金池管理,允许银行审核真实、</p>	<p>中国(天津)自由貿易試験区外貨管理改革試行を推進する実施細則を公布することについての通知 津匯発(2015)162号</p> <p>各政策銀行天津(市)支店、国家開発銀行天津市支店、各国有商業銀行天津市支店、渤海銀行、各株式制商業銀行天津支店、中国郵便貯蓄銀行天津支店、天津銀行、天津農商銀行、天津濱海農村商業銀行、各都市商業銀行天津支店、天津金城銀行、企業銀行、各外資銀行天津支店</p> <p>『中国(天津)自由貿易試験区全体プラン』(国発(2015)19号)等の文書の要求を具体化するために、国家外貨管理局の批准を経て、国家外貨管理局天津市分局は中国(天津)自由貿易試験区(以下略称試験区)において以下の外貨管理政策試行を行う。</p> <p>一、区内企業(金融機構を含まない)は外債資金の元転を自由に実行できる。外貨管理局は資産および負債の通貨種類、期限等のマッチング状況および外債と貨幣政策コントロールの需要を総合的に考慮し、域外融資規模と資金使途を合理的に調整し、域外融資の構成を最適化し、域外融資のリスクを防止する。区内の条件に合致するファイナンスリース業者が外貨リース料を受け取ることを許可する。</p> <p>二、經常項目の外貨収支手続をさらに簡素化する。真実で合法的な取引の上で、区内貨物貿易の外貨管理分類等級がA類の企業は外貨収入の審査待ち口座を開設する必要はない。銀行は“顧客を理解する”、“業務を理解する”、“デューデリジェンス”等の業務展開3原則に基づいて經常項目人民元両替、外貨両替手続を取扱う。あわせて外貨収支リスクが比較的大きい業務の真実性、合法性審査を拡大する。</p> <p>三、本部経済と決済センターの発展を支援する。多国籍企業外貨資金集中運営管理の参入条件を緩和する。プーリング管理をさらに簡素化し、銀行が真実で合法的な電子証憑を審査</p>

<p>合法的电子单证办理经常项目集中收付汇、轧差净额结算业务。</p> <p>四、支持银行发展人民币与外汇衍生产品服务。对于境外机构按规定可开展即期结售汇交易的业务，注册在区内的银行可以为其办理人民币与外汇衍生产品交易。相关头寸纳入银行结售汇综合头寸管理。</p> <p>五、加强跨境资金流动风险防控。外汇试点业务应当具有真实合法交易基础，不得使用虚假合同等凭证或构造交易办理业务。银行应当建立健全内控制度，完善真实性和合法性审查机制，严格履行数据及异常可疑信息报送义务。外汇局加强非现场监测与现场核查检查，完善预警指标，探索主体监管，实施分类管理，依法处罚违规行为；必要时调整试点政策，采取临时性管制措施。</p> <p>本通知自发布之日起实施。下一步，外汇局将及时总结试验区试点政策实施效果，积极研究促进投融资汇兑便利化等政策措施，支持试验区实体经济发展，更好地服务于试验区国家战略。</p> <p>附件 1. 推进中国(天津)自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则 2. 融资租赁外汇管理操作规程</p> <p>附件 1： 推进中国(天津)自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则</p> <p>第一章 总 则</p> <p>第一条 为支持中国(天津)自由贸易试验区(以下简</p>	<p>し、經常項目集中決済、ネットイング決済業務を取扱うことを許可する。</p> <p>四、銀行が人民元と外貨のデリバティブ商品サービスを発展させることを支援する。域外機構に対して、規定に基づきスポット両替取引の業務を展開でき、区内に登録する銀行は人民元と外貨のデリバティブ商品取引を取扱うことができる。関連するポジションは銀行の両替総合ポジション管理に組み入れる。</p> <p>五、クロスボーダー資金移動のリスク防止を強化する。外貨試行業務は真実で合法的な取引基礎を備えておらねばならず、虚偽契約等のエビデンスの使用、あるいは虚構取引を業務として取扱ってはならない。銀行は健全な内部管理制度を確立せねばならず、真実で合法的な審査体制を改善し、データ及び異常で疑わしい情報を報告送付する義務を厳格に履行しなければならない。外貨管理局はオフサイト・モニタリングと現場検査を強化、アラーム指標を改善し、主体的な監督管理を模索し、分類管理の実施、法に則って違法行為を処罰する。必要に応じて、試行政策を調整し、臨時の調整措置を採用する。</p> <p>本通知は公布の日から実施する。外貨管理局は試験区試行政策の実施効果を遅滞無くまとめ、投融资の促進、両替利便化等の政策措置を積極的に研究し、試験区の実体経済発展、試験区国家戦略におけるよりよいサービスを支援する。</p> <p>附属資料 1. 中国(天津)自由貿易試験区外貨管理改革試行を推進する実施細則 2. ファイナンスリース外貨管理操作規程</p> <p>附属資料 1: 中国(天津)自由貿易試験区外貨管理改革試行を推進する実施細則</p> <p>第一章 総 則</p> <p>第一条 中国(天津)自由貿易試験区(以下略称試験区)建設を支援</p>
---	---

<p>称试验区)建设,落实《中国(天津)自由贸易试验区总体方案》(国发(2015)19号)等文件要求,制定本实施细则。</p> <p>第二条 试验区内银行(含注册在区内的银行以及办理区内业务的天津地区其他银行,下同)、境内外企业、非银行金融机构、个人(以下简称区内主体)适用本细则。</p> <p>第三条 国家外汇管理局天津市分局(以下简称外汇局)具体负责监督管理所辖试验区外币账户开立、资金划转、结售汇、外汇登记、本外币数据统计监测等事项。</p> <p>第四条 区内主体应按照现行外汇管理规定,认真履行国际收支、结售汇、境内资金划转、账户等登记及数据报送义务,保证数据的准确性、及时性、完整性。</p> <p>第五条 区内银行应在遵循“了解客户”、“了解业务”、“尽职审查”等原则基础上,切实按照本实施细则规定,履行试验区外汇业务真实性、合规性审查,制定完善的内控管理制度并报外汇局备案。</p> <p>第六条 区内主体办理本实施细则规定的外汇管理试点业务,应当具有真实合法交易基础,并通过账户办理,不得使用虚假合同等凭证或构造交易。</p> <p>第二章 经常项目业务</p> <p>第七条 区内主体与境外之间经常项目交易,按本细则第五条规定办理购付汇、收结汇手续。对</p>	<p>し、『中国(天津)自由貿易試験区全体プラン』(国発[2015]19号)等の文書の要求を具体化するために、本実施細則を制定する。</p> <p>第二条 試験区内銀行(区内において登記する銀行および区内業務を取扱う天津地区のその他銀行を含む、以下同様)、域内外企業、非銀行金融機構、個人(以下略称区内主体)に本細則を適用する。</p> <p>第三条 国家外貨管理局天津市分局(以下略称外貨管理局)は試験区の外貨口座開設、資金振替、両替、外貨登記、人民元・外貨データ統計のモニタリング等の事項について具体的に監督管理の責任を負う。</p> <p>第四条 区内主体は現行の外貨管理規定に基づいて、国際収支、両替、域内資金振替、口座等の登記及びデータの報告送付義務を真剣に履行し、データの正確性、即時性、完全性を保証する。</p> <p>第五条 区内銀行は“顧客を理解する”、“業務を理解する”、“デューデリジェンス”等の原則を遵守することを前提に、本実施細則の規定に基づいて、試験区の外貨業務の真実性、合法性審査を履行し、健全な内部コントロール管理制度を制定し、あわせて外貨管理局に備案(届出)する。</p> <p>第六条 区内主体は本実施細則が規定する外貨管理試行業務を取扱う場合、真実で合法的な取引基礎を備えていなければならない。虚偽契約等のエビデンスあるいは虚構取引を行ってはならない。</p> <p>第二章 經常項目業務</p> <p>第七条 区内主体と域外の間經常項目取引は、本細則第五条に沿って、購入代金支払、人民元受取両替手続を規定する。資</p>
---	--

于资金性质不明确的，区内银行应要求企业、非银行金融机构、个人等进一步提供相关单证。

区内银行在办理异地业务、离岸转手买卖以及能够确认的转卖等外汇收支业务时，应当逐笔对合同、发票(含电子单证)、提单、仓单等货权凭证正本(复印件)等进行真实性审核，确保有关交易具有真实、合法交易背景，防范虚构贸易与外汇收支风险。

银行应当留存充分证明其交易真实、合法的相关文件和单证等5年备查。

第八条

区内货物贸易外汇管理分类等级为A类的企业外汇收入无需开立待核查账户。区内货物贸易外汇管理分类等级为B类和C类的企业，应当按照现行货物贸易外汇管理规定办理相关外汇业务。

第九条

服务贸易、收益和经常转移等对外支付单笔等值5万美元以上的，按规定提交税务备案表。

第三章 资本项目业务

第十条

区内企业外债资金按照意愿结汇方式办理结汇手续，结汇所得人民币资金划入对应开立的人民币专用存款账户(资本项目—结汇待支付账户)，经银行审核交易的合规性、真实性后直接支付。结汇资金不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出。银行应当留存充分证明其交易真实、合法的相关文件和单证等5年备查。

区内企业及开户银行应及时准确地报送结汇和支付数据至外汇局相关业务信息系统。银行应参照《国家外汇管理局关于发布〈金融

金性質が不明確な場合、区内銀行は企業、非銀行金融機構、個人等に対して関連する書類を更に提供するよう要求しなければならない。

区内銀行が遠隔地業務、オフショア転売および十分に確認可能な転売等の外貨受払業務を取り扱う時、各取引ごとに契約、インボイス(電子インボイスを含む)、船荷証券、倉荷証券等の商品の権利のエビデンス原本(コピー)等に対して真実性審査を実行し、取引に関して真実で合法的な取引の背景を有することを確保し、虚構貿易と外貨収支リスクを防止する。

銀行はその取引の真実性を十分に証明し、合法的な関連文書と証憑等を検査に備えて5年間保存しなければならない。

第八条

区内貨物貿易外貨管理分類の等級がA類の企業は外貨収入の審査待ち口座を開設する必要は無い。区内貨物貿易外貨管理分類の等級がB類とC類の企業は現行の貨物貿易外貨管理規定に基づいて関連する外貨業務を取扱わなければならない。

第九条

サービス貿易、収益と経常移転等の対外支払が1件あたり5万米ドル相当額以上の場合、規定に基づき税務備案表を提出する。

第三章 資本項目業務

第十条

区内企業の外債資金は自由元転方式に基づいて人民元両替手続を取扱う。人民元両替で得た人民元資金は対応して開設した人民元専用預金口座(資本項目—元転支払待ち口座)に振り替える。銀行が取引の合法性、真実性を審査した後、直接支払う。人民元両替資金は直接あるいは間接に企業経営範囲外あるいは国家法律法規が禁止する支出に用いてはならない。銀行はその取引の真実性、合法性を十分に証明する関連文書と証憑等を検査に備えて5年間保存しなければならない。

区内企業及び口座開設銀行は人民元両替と支払データを外貨管理局の関連する業務情報システムに遅滞無く正確に報告送付しなければならない。銀行は『国家外貨管理局〈金融機

<p>机构外汇业务数据采集规范(1.0版)的通知》(汇发(2014)18号)的要求报送人民币专用存款账户的开关户及收支余信息,人民币专用存款账户的账户性质代码为2113,账户性质名称为“资本项目—结汇待支付账户”。银行应参照《国家外汇管理局关于发布〈金融机构外汇业务数据采集规范(1.0版)〉的通知》(汇发(2014)18号)的要求,通过境内收付款凭证;报送人民币专用存款账户与其他境内人民币账户之间的收付款信息。</p> <p>第十一条 区内金融租赁公司、外商投资融资租赁公司及中资融资租赁公司在向境内承租人办理融资租赁业务时,如果其用以购买租赁物的资金50%以上来源于国内外汇贷款或外币外债,可以外币形式收取租金。</p> <p>第四章 外汇市场业务</p> <p>第十二条 具备人民币与外汇衍生产品业务资格的银行,可以按照外汇管理规定为试验区相关业务提供人民币与外汇衍生产品服务。</p> <p>对于境外机构按规定可开展即期结售汇交易的业务,注册在区内的银行可以为其办理人民币与外汇衍生产品交易。 衍生产品的具体范围和管理应符合现行外汇管理规定,纳入银行结售汇综合头寸管理,并按现行规定向外汇局报送相关数据。</p> <p>第五章 附则</p> <p>第十三条 对于区内企业备案开展跨国公司外汇资金集中运营管理试点业务,相关备案条件中上年度本外币国际收支规模可由超过1亿美元调整为超过5000万美元其余按照《国家外汇</p>	<p>構外貨業務データ採集規範(1.0版)>を公布することについての通知』(匯發[2014]18号)の要求を参照して、人民元専用預金口座の開設・廃止及び収支等の情報を報告送付しなければならない。人民元専用預金口座の口座性質コードは2113とし、口座性質名称は“資本項目-元転支払待ち口座”とする。銀行は『国家外貨管理局 <金融機構外貨業務データ採集規範(1.0版)>を公布することについての通知』(匯發[2014]18号)の要求を参照し、域内受払エビデンスを通じて、人民元専用預金口座とその他域内人民元口座間の受払情報を報告送付しなければならない。</p> <p>第十一条 区内金融リース会社、外商投資ファイナンスリース会社及び中資ファイナンスリース会社は域内の賃借人に向けてファイナンスリース業務を取扱う際、その用途がリース物件購入資金の50%以上が国内外貨貸付あるいは外貨外債の場合、外貨でリース料を受け取ることができる。</p> <p>第四章 外貨市場業務</p> <p>第十二条 人民元と外貨のデリバティブ商品業務資格を備えた銀行は、外貨管理規定に基づき試験区関連業務として人民元と外貨のデリバティブ商品サービスを提供することができる。</p> <p>域外機構に対して規定に基づきスポット両替業務を展開することができる、区内に登記した銀行はその人民元と外貨のデリバティブ商品取引の取り扱いができる。 デリバティブ商品の具体的な範囲と管理は現行の外貨管理規定と合致しなければならず、銀行の両替総合ポジション管理に組み入れ、あわせて現行の規定に基づき外貨管理局に向けて関連するデータを報告送付する。</p> <p>第五章 附則</p> <p>第十三条 区内企業に対して多国籍企業外貨資金集中運営管理試行業務の備案を展開する、関連する備案条件の中にある前年度人民元外貨国際収支規模1億米ドル超を5,000万米ドル超に調整できる。その他は『国家外貨管理局 <多国籍企業外貨資金</p>
---	--

<p>管理局关于印发《跨国公司外汇资金集中运营管理规定》的通知》(汇发〔2015〕36号)办理。</p> <p>区内金融租赁公司、金融控股公司、资产管理公司符合上述条件的，可按规定备案开展外汇资金集中运营管理试点。</p> <p>第十四条 区内企业直接投资项下外汇登记及区内外商投资企业资本金意愿结汇按照《国家外汇管理局关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知》(汇发〔2015〕13号)等文件办理。</p> <p>第十五条 区内企业应当留存充分证明其交易真实、合法的相关文件和单证等5年备查。</p> <p>第十六条 当国际收支出现或可能出现严重失衡时，外汇局可采取相应的临时性管制措施。外汇局可根据国家宏观调控政策、外汇收支形势及试点业务开展情况，逐步完善和改进试点业务内容。</p> <p>第十七条 外汇局依法对区内主体进行监督检查和调查。违反《外汇管理条例》和本规定的，暂停办理试点业务，并按照《外汇管理条例》及相关规定进行处罚。</p> <p>第十八条 本实施细则自发布之日起施行，未尽事宜按照现行外汇管理规定办理。</p>	<p>集中运营管理規定>を公布することについての通知』(匯發[2015]36号)に基づいて取扱う。</p> <p>区内金融リース会社、金融持株会社、資産管理会社が上述の条件に合致する場合、規定に基づき外貨資金集中运营管理試行を備案、展開できる。</p> <p>第十四条 区内企業の直接投資項目下の外貨登記及び区内外商投資企業の資本金自由元転は『国家外貨管理局 直接投資の外貨管理政策をさらに簡素化、改善することについての通知』(匯發[2015]13号)等の文書に基づいて取扱う。</p> <p>第十五条 区内企業はその取引の真実性、合法性を十分に証明する関連文書と証憑等を検査に備えて5年間保存しなければならない。</p> <p>第十六条 国際収支に重大な不均衡が生じた或は生じる可能性のある場合、外貨管理局は相応の臨時性コントロール措置をとることができる。 外貨管理局は国家のマクロコントロール政策、外貨収支情勢及びパイロット業務の展開状況に基づいて、徐々に試行業務内容を改善することができる。</p> <p>第十七条 外貨管理局は法に則って区内主体に対して、監督検査と調査を実行する。『外貨管理条例』と本規定に違反する場合、試行業務の取扱いを一時停止し、あわせて『外貨管理条例』及び関連規定に基づいて処罰を与える。</p> <p>第十八条 本実施細則は公布の日から施行し、定めのない事項は現行の外貨管理規定に基づいて取扱う。</p>
--	---

<p>附件 2 : 融资租赁外汇管理操作规程</p> <p>一、允许融资租赁类公司境内收取外币租金</p> <p>(一)区内金融租赁公司、外商投资融资租赁公司及中资融资租赁公司(以下简称融资租赁类公司)办理融资租赁业务时,如用以购买租赁物的资金 50%以上来源于自身国内外汇贷款或外币外债,可以在境内以外币形式收取租金。</p> <p>(二)承租人凭出租人出具的支付外币租金通知书及其他证明文件,自行到银行办理对出租人的租金购付汇手续。</p> <p>(三)区内融资租赁类公司收取的外币租金收入,可以进入自身按规定在银行开立的外汇账户;超出偿还外币债务所需的部分,可直接在银行办理结汇。</p> <p>(四)融资租赁采用回租结构的,出租人可自行选择以外币或人民币形式向承租人支付租赁设备价款。承租人收取外币的,不得办理结汇。</p> <p>二、便利融资租赁项目货款支付</p> <p>(一)允许区内融资租赁项目公司从境外购入飞机、船舶和大型设备并租赁给承租人时,凭合同、商业单证等材料办理付汇手续。</p> <p>(二)单证审核要求</p> <p>1、区内融资租赁或其项目公司,从境外购入飞机并租赁给境内承租人的,凭国家发展改革委出具给航空公司的飞机购买或租赁批文、购买合同、商业单证等办理付汇手续。</p> <p>2、区内融资租赁或其项目公司,从境外购入船舶和大型设备并租赁给境内承租人的,凭合同、商业单证等办理付汇手续。</p> <p>3、区内融资租赁或其项目公司,从境外购入</p>	<p>附属資料 2 : ファイナンスリース外貨管理操作规程</p> <p>一、ファイナンスリース類企業の域内外貨リース料の受け取りを許可</p> <p>(一)区内金融リース会社、外商投資ファイナンスリース会社及び中資ファイナンスリース会社(以下ファイナンスリース類会社に略称)がファイナンスリース業務を取扱う際、リース物件購入資金の 50%以上が自らの国内外貨借入あるいは外貨外債に由来する場合、域内において外貨でリース料を受け取ることができる。</p> <p>(二)賃借人は貸貸人の作成する外貨リース料支払通知書およびその他証明文書を以って、自ら銀行で貸貸人へのリース料外貨転・支払手続きを行う。</p> <p>(三)区内ファイナンスリース類会社が受け取る外貨リース収入は規定に基づき銀行で開設した外貨口座に入金することができ、外貨債務返済の必要を超える部分については、直接銀行で元転することができる。</p> <p>(四)ファイナンスリースがリースバック形式を採用する場合、賃借人は自ら外貨あるいは人民元の形式を選択し賃借人に向けてリース設備代金を支払うことができる。賃借人が外貨で受け取る場合、人民元両替をしてはならない。</p> <p>二、ファイナンスリース・プロジェクトの貸付支払の利便化</p> <p>(一)区内ファイナンスリース・プロジェクト会社が国外からの航空機、船舶と大型設備を購入し、賃借人にリースする場合、契約、商業書類等の書類により外貨支払手続きを行うことを許可する。</p> <p>(二)証憑審査要求</p> <p>1、区内ファイナンスリースあるいはそのプロジェクト会社が、域外から航空機を購入し、域内の賃借人にリースする場合、国家発展改革委員会が航空会社に発行する航空機購入あるいはリース批准文書、購入契約、商業書類等によって外貨支払手続きを行う。</p> <p>2、区内ファイナンスリースあるいはそのプロジェクト会社が、域外から船舶と大型設備を購入し、あわせて域内賃借人にリースする場合、契約、商業書類により外貨支払手続きを行う。</p> <p>3、区内ファイナンスリースあるいはそのプロジェクト会社が、</p>
--	---

<p>飞机、船舶和大型设备并租赁给境外承租人的，凭合同、商业单证等办理付汇手续，外汇局可按照无关单外汇支付方式进行核查。</p>	<p>域外から航空機、船舶と大型設備を購入し、あわせて域外賃借人にリースする場合、契約、商業書類等により外貨支払手続きを行い、外貨管理局は通関申告書なしの外貨支払方式により審査確認を行うことができる。</p>
<p>4、区内融资租赁或其项目公司支付预付货款后，须按规定通过货物贸易外汇业务监测系统(企业端)进行相应的企业报告。</p>	<p>4、区内ファイナンスリースあるいはそのプロジェクト会社は前払い代金を支払った後、規定に基づき、貨物貿易外貨業務モニタリングシステム(企業側端末)を通じて相応の企業報告を実行しなければならない。</p>
<p>5、付汇银行根据与境外签订的购买合同，办理对外支付手续时，若购买合同由联合购买人签订的，付汇银行根据合同办理融资租赁项目公司对外支付手续。</p>	<p>5、外貨支払銀行が域外との間で締結した購入契約により、対外支払手続きを取扱う際、購入契約が共同購入者により署名されている場合、支払銀行は契約に基づいてファイナンスリース・プロジェクト会社の対外支払手続きを行う。</p>
<p>6、对区内融资租赁或其项目公司购入飞机、船舶和大型设备并租赁给境内承租人时，依据相关规定收取租金。</p>	<p>6、区内ファイナンスリースあるいはそのプロジェクト会社が航空機、船舶と大型設備を購入し、あわせて域内賃借人にリースする場合、関連規定に基づいてリース料を受け取る。</p>
<p>(三) 监测管理。融资项目公司支付预付货款后，由付汇银行办理相应的台账登记，跟踪项目进境或转租境外的情况，并及时报告外汇局。</p>	<p>(三) モニタリング管理。ファイナンスリース・プロジェクト会社は前払代金を支払った後、外貨支払銀行によって相応の台帳登記を行い、プロジェクト物件の域内搬入あるいは域外への転貸リースの状況をトレースし、あわせて遅滞無く外貨管理局に報告する。</p>
<p>三、对违反本操作规程办理以及收付外币租金的行为，根据《外汇管理条例》予以处罚。</p>	<p>三、本操作規程に違反する取扱および外貨リース料の受払行為に対して、『外貨管理条例』に基づいて処罰を与える。</p>

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどまり、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室